

# 平成21年分所得税確定申告 平成22年度市県民税申告について

## ○申告をしなければならない人

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得または雑所得のある人は、これらの所得金額の合計額が基礎控除や扶養控除などの所得控除額の合計額を超えるときは、確定申告をしなければなりません。

給与所得者の場合は、次のとおりです。

- (1) その年中の給与収入金額が2,000万円を超える人
  - (2) 1ヶ所から給与を受けている人で、給与所得及び退職所得以外の所得の金額の合計金額が20万円を超える人
  - (3) 2ヶ所以上から給与を受けている人で、主たる給与支払者以外からの給与収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える人
- (1)(2)(3)は、給与等のすべてに所得税の源泉徴収がされるのが前提条件となっていますので、源泉徴収の規定の適用がされていない場合には、合計金額が20万円を超えていなくても確定申告が必要となります。

確定申告をする必要がない人のうち、だれの扶養にも入っていない人で所得証明書が必要な人や国民健康保険に加入している人は住民税申告を行ってください。

## ○医療費控除について

支払った医療費の金額から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額が10万円(所得の合計金額が200万円までの人は所得の合計額の5%)を超える場合には、医療費控除の対象となります。

長寿医療(後期高齢者医療)制度において、高額療養費の支給額を受けられた方は、後期高齢者医療担当窓口(☎377-0115)までお問い合わせください。

## ○その他

税務署により実施されていた広域相談センターは、廃止されています。営業や不動産所得・譲渡所得のある方は、税務署をご利用ください。申告書の作成は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」でも作成できます。また、電子申告をすることもできます。

## 神 崎 町

相談会場：神崎市中央公民館 第1研修室

月	日	曜日	地区別日割	
			9:00～12:00	13:00～17:00
2	16	火	西小津ヶ里	小津ヶ里
	17	水	協和町	永 歌・大 門
	18	木	出来町	神 納・大 依
	19	金	本 堀	本 堀
	22	月	荒堅目・曾根ヶ里	蔵 戸・野目ヶ里
	23	火	一丁目	二丁目
	24	水	三丁目	四丁目
	25	木	駅ヶ里	田 道
3	26	金	平ヶ里	駅通り
	1	月	横 武・上六丁・下六丁	戸井土・莞牟田・本告牟田・池辺田
	2	火	山 田・鶴 田・姉川上分	姉川下分・姉川東分・姉川西分
	3	水	尾崎東分・尾崎西分	岩 田・唐香原
	4	木	平 山・猪 面・伏 部・野 寄	利 田・野 田・川 寄・柏 原
	5	金	犬の目	馬 郡・右 原
	8	月	志波屋	三 谷・仁比山
	9	火	的	小 淵・八 子
	10	水	城 原・二 子	朝 日・石井ヶ里
	11	木	鶴 西・鶴 東	東 山・竹 原
	12	金	予備日	予備日
	15	月	予備日	予備日

2月16日から26日の期間、神崎町申告相談会場で税理士による、電子申告を利用した無料相談会を実施します。電子申告をされる方は、公的個人認証登録の住民基本台帳カード(住基カード)をご持参ください。(相談受付時間 午前9時半から正午まで、午後1時から4時まで)

※神崎町会場(神崎市中央公民館)では、期間中の毎週火曜日(ただし、2月23日を除く)は、午後7時まで相談受付時間を延長します。

また、2月23日(火)には他の催事が予定されているため、駐車場不足が予想されます。

**千代田町**

相談会場：千代田総合支所 1-1 会議室

月	日	曜日	地区別日割
			9:00～12:00・13:00～17:00
2	16	火	渡瀬・仲田町団地
	17	水	乙南里・小森田・原の町
	18	木	下板・大島
	19	金	新宿・柴尾・龍尾
	22	月	上黒井・川崎・出来島
	23	火	柳島・下西・上神代
	24	水	十条・林慶・上地
	25	木	崎村・藤東
3	26	金	詫西・上西・中津
	1	月	姉・上直鳥・下犬童
	2	火	高志・用作
	3	水	大石・丁太田・下神代
	4	木	黒津・藤西
	5	金	下直鳥・東野ヶ里
	8	月	上犬童・丙太田・小鹿
	9	火	大野・境原
	10	水	快樂・詫東・下黒井
	11	木	餘江・嘉納
	12	金	仁戸田・又南里・迎島
	15	月	こすもす苑・ゆとり

**脊振町**

相談会場：脊振総合支所 1号会議室

月	日	曜日	地区別日割
			9:00～12:00・13:00～17:00
2	16	火	広滝西
	17	水	広滝東
	18	木	広滝下
	19	金	久保山
	22	月	頭服
	23	火	鹿路
3	24	水	一番ヶ瀬
	25	木	鳥羽院
	26	金	岩政倉今
	1	月	予備日
	2	火	
	3	水	
	4	木	
	5	金	
	8	月	
9	火		

※地区別の相談日で都合がつかない方は、地区の日程以外でも結構です。

**《電子申告(e-Tax)利用による無料申告相談会のご案内》**

国税電子申告システム(e-Tax)を利用した平成21年分所得税・消費税確定申告の無料相談会を「神埼町申告会場」で実施します。当日、電子証明書(住民基本台帳カード)を持参し、申告をされた方は、所得税額から最高5,000円の税額控除を受けることができます。(この税額控除は、1回限りです。)  
 ※神埼市役所では、住民基本台帳カード発行に1～2日かかります。(手数料1,000円)  
 住民基本台帳カード発行については、市民課(☎37-0116)までお問い合わせください。

◎問い合わせ先 神埼市役所 税務課 ☎37-0114  
 千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2732  
 脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

◎問い合わせ先  
 神埼市役所 高齢障害課 ☎37-0111  
 千代田総合支所 市民福祉課 ☎44-2167  
 脊振総合支所 市民福祉課 ☎59-2111

所得税(住民税)申告の障害者控除の認定を受けようとする方で、次に該当する方は、申請が必要です。  
 ○対象者  
 65歳以上の高齢者(介護保険法の介護認定を受けた方)で「障害の程度が障害者に準ずるもの」として、市が定める基準を満たす方  
 ※現在、障害者手帳の交付を受けている方は、これまでと変更ありません。  
 《判定基準》  
 ・日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護が必要  
 ・一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助が必要 など  
 詳しくは、お尋ねください。

**所得税(住民税)申告用  
 障害者控除認定書について**

有料広告

安心・快適な

# 家づくり リフォーム

新築フルオーダーの家。  
想いを形にしませんか？



水廻り・水・漆喰のお部屋  
・健康な生活に。

有料広告

地域密着で頑張っています！アフターメンテナンスもお任せ下さい！お見積り無料。お気軽にどうぞ♪


**(株)アレスホーム**
TEL (0952)52-7777